

令和5年3月議会

教育文化委員会資料 (市民文化スポーツ局)

1 議案要旨<暫定予算議案>

【議案第1号】

「令和5年度北九州市一般会計暫定予算について」(所管分) …… 2

2 議案要旨<条例議案>

【議案第33号】

「北九州市印鑑条例の一部改正について」 …… 6

【議案第34号】

「北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例及び
北九州市旅館業法施行条例の一部改正について」 …… 8

3 議案要旨<補正予算議案>

【議案第59号】

「令和4年度北九州市一般会計補正予算について」(所管分) …… 9

1 議案要旨<暫定予算概要>

【議案第1号】

「令和5年度北九州市一般会計暫定予算について」(所管分)

<令和5年度北九州市一般会計暫定予算に関する説明書:>

23~247ページ参照>

1 予算編成の考え方

令和5年度予算は、予算編成時期に市長選挙が行われたことから、令和5年4月から6月までの3ヶ月間の暫定予算としている。

暫定予算であるため、新規の政策的経費は原則として計上せず、4月から6月までの3ヶ月間に見込まれる必要額、前年度までに債務負担行為として定められた経費、特に年度当初から実施を要する事業等の経費を計上した。

2 暫定予算額

(1) 歳入

(単位:千円)

令和5年度 暫定予算額 (A)	令和4年度 当初予算額 (B)	前年度比 (A) / (B)
1,073,287	4,736,420	22.7%

(2) 歳出

(単位:千円)

令和5年度 暫定予算額 (A)	令和4年度 当初予算額 (B)	前年度比 (A) / (B)
4,034,684	13,258,237	30.4%

3 予算計上について

予算編成の考え方に基づき、次の経費を計上した。

- (1) 人件費、物件費、扶助費等の経常経費については、6月までの必要額
- (2) 投資的経費については、6月までに実施しなければならない事業の必要額
 - 【主なもの】新門司サブグラウンド整備事業 77,000千円
- (3) その他、特に実施が必要な事業
 - 【主なもの】ツール・ド・九州2023開催事業 31,200千円

令和5年度 歳入予算概要について

令和5年度(暫定) 1,073,287 千円

令和4年度(当初) 4,736,420 千円

差 引 額 △ 3,663,133 千円

前年度比 22.7%

(歳入内訳)

単位:千円

頁	区 分	令和5年度 暫定(A)	令和4年度 当初(B)	比較(C) (A)-(B)	前年度比 (A)÷(B)
23 24	17. 1. 1 総務使用料	215,433	1,025,008	△ 809,575	21.0%
28	17. 2. 1 総務手数料	87,515	369,360	△ 281,845	23.7%
36 37	18. 2. 1 総務費国庫補助金	335,682	935,968	△ 600,286	35.9%
57 58	18. 3. 1 総務費委託金(国庫)	4,980	5,045	△ 65	98.7%
62 63	19. 2. 1 総務費県補助金	1,776	12,000	△ 10,224	14.8%
71	19. 3. 1 総務費委託金(県)	7	13	△ 6	53.8%
73 75	20. 1. 1 財産貸付収入	50,991	119,157	△ 68,166	42.8%
75	20. 1. 3 基金運用収入	500	2,570	△ 2,070	19.5%
76	20. 1. 5 特許権等運用収入	250	1,000	△ 750	25.0%
76	20. 1. 6 施設命名権収入	8,955	30,975	△ 22,020	28.9%
78	21. 1. 1 総務費寄附金	5,236	45,000	△ 39,764	11.6%
79	22. 1. 3 市民太陽光発電所 特別会計繰入金	7,170	16,000	△ 8,830	44.8%
80	22. 2. 3 美術品取得基金繰入金	10	3,884	△ 3,874	0.3%
80	22. 2. 10 文化振興基金繰入金	6,375	94,615	△ 88,240	6.7%
81	22. 2. 11 スポーツによるにぎわい づくり基金繰入金	5,000	20,000	△ 15,000	25.0%
81	22. 2. 12 交通安全対策事業 推進基金繰入金	10	7,000	△ 6,990	0.1%
81	22. 2. 15 山九交通遺児奨学金 基金繰入金	4,154	9,958	△ 5,804	41.7%
83	24. 1. 3 過 料	139	186	△ 47	74.7%
84	24. 3. 1 総務費貸付金元利収入	2,590	52,610	△ 50,020	4.9%
89	24. 4. 1 総務費受託事業収入	21,512	137,476	△ 115,964	15.6%
90	24. 6. 2 弁償金	1	3	△ 2	33.3%
90 92	24. 6. 4 雑 入	170,001	419,492	△ 249,491	40.5%
97 98	25. 1. 1 総務債	145,000	1,429,100	△ 1,284,100	10.1%
	合 計	1,073,287	4,736,420	△ 3,663,133	22.7%

※頁は「一般会計暫定予算に関する説明書」の該当頁

令和5年度 歳出予算概要について

令和5年度(暫定) 4,034,684 千円

令和4年度(当初) 13,258,237 千円

差 引 額 Δ 9,223,553 千円 前年度比 30.4%

(歳出内訳)

単位:千円

頁	区 分	令和5年度 暫定(A)	令和4年度 当初(B)	比較(C) (A)-(B)	前年度比 (A)/(B)
106 107	2.2.8 区役所費	377,670	1,397,502	Δ 1,019,832	27.0%
108	2.2.11 住居表示費	1,989	6,774	Δ 4,785	29.4%
108	2.2.12 交通遺児奨学費	4,154	14,977	Δ 10,823	27.7%
110 112	2.3.4 文化振興費	866,929	3,242,408	Δ 2,375,479	26.7%
112 113	2.3.5 スポーツ振興費	708,989	2,418,484	Δ 1,709,495	29.3%
113 114	2.3.6 美術館費	127,844	393,644	Δ 265,800	32.5%
114	2.3.7 博物館費	157,437	368,013	Δ 210,576	42.8%
116 117	2.4.1 市民総務費	1,116,406	3,797,064	Δ 2,680,658	29.4%
117	2.4.2 消費者行政費	27,282	111,902	Δ 84,620	24.4%
117 118	2.4.3 生涯学習費	95,373	355,003	Δ 259,630	26.9%
121	2.6.1 戸籍住民基本台帳費	550,611	1,152,466	Δ 601,855	47.8%
	合 計	4,034,684	13,258,237	Δ 9,223,553	30.4%

※頁は「一般会計暫定予算に関する説明書」の該当頁

債務負担行為（当該年度提出に係る分）

一般会計暫定予算に関する説明書（246～247頁）

単位：千円

事項	期間	限度額
公用車リース経費 （戸畑区スポーツ振興業務）	令和 6年度	250
公用車リース経費 （八幡東区スポーツ振興業務）	自 令和 6年度 至 令和 9年度	660
市民課入力業務・ 窓口案内業務委託事業	自 令和 6年度 至 令和 8年度	462,000
おくやみコーナ－運營業務委託事業	自 令和 6年度 至 令和 8年度	66,700

2 議案要旨<条例議案>

【議案第 33 号】

「北九州市印鑑条例の一部改正について」

<令和 5 年 3 月北九州市議会定例会議案：43～46 ページ参照>

1 議案提出理由

令和 2 年 5 月より、コンビニ交付サービスによる印鑑登録証明書の交付手数料を 100 円減額してきたが、さらなるマイナンバーカードの普及およびコンビニ交付サービスの利用促進のため、減額期間を 1 年間延長するもの。

また、今後、マイナンバーカードの電子証明書の機能がスマートフォンに搭載される予定であることから、スマートフォンを用いたコンビニ交付サービスに対応するため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

- (1) 店舗等に設置されている通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料を引き下げる特例の適用期限を 1 年間延長。

現行	改正後
令和 2 年 5 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	令和 2 年 5 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）の改正に伴う条文の整備。

ア 「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改める。

イ 「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」の新設に伴う、移動端末設備を用いた通信端末機器からの証明書交付申請に係る条項を追加。

3 施行期日

公布の日

ただし、(2) については規則で定める日

【参考】コンビニ交付サービスについて

コンビニ等の店舗に設置されている通信端末機器（マルチコピー機）からマイナンバーカードを利用して証明書の交付を行うサービス。対象店舗は全国で5万店舗以上。

本市では平成29年5月よりサービスを開始し、現在5種類（住民票の写し、印鑑登録証明書、所得額証明書、戸籍事項証明書、戸籍の附票の写し）を交付している。

証明書の種類	手数料	減額後の コンビニ交付手数料
住民票の写し	300円	200円
印鑑登録証明書	300円	200円
所得額証明書	300円	200円
戸籍全部事項証明書	450円	350円
戸籍個人事項証明書	450円	350円
戸籍の附票の写し	300円	200円

※印鑑登録証明書以外の証明書についても、減額期間を令和6年3月31日まで延長。

【議案第 34 号】

「北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市旅館業法施行条例の一部改正について」

＜令和 5 年 3 月北九州市議会定例会議案：47～50 ページ参照＞

1 議案提出理由

令和 4 年 4 月 15 日に博物館法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 24 号）が公布され、北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 8 号）及び北九州市旅館業法施行条例（平成 15 年北九州市条例第 12 号）において引用する同法の規定に条項ずれが生じたため、これらの条例の規定の整備を行うもの。

2 改正内容

条例に引用する博物館法の規定の条項ずれに伴う規定の整備。

(1) 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（第 1 条関係）

改正箇所	現行	改正後
第 8 条第 1 項	第 20 条第 1 項	第 23 条第 1 項

(2) 北九州市旅館業法施行条例（第 2 条関係）

改正箇所	現行	改正後
第 6 条第 1 項第 4 号	第 29 条	第 31 条第 1 項

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

3 議案要旨<補正予算議案>

【議案第 59 号】

「令和 4 年度北九州市一般会計補正予算について」(所管分)

<令和 4 年度北九州市補正予算に関する説明書：10～24 ページ参照>

補正予算について、下記のとおり提案するもの。

【補正予算】

(単位：千円)

款項目	事業内容	事業費	補正予算 説明書ページ
事業名			
2 款 3 項 4 目 文化振興費			
北九州市文化振興 基金事業経費	文化振興を目的として受け入れた寄附金について、令和 5 年度の文化振興事業に活用するため、基金へ積立するもの。	6,000 【文化振興 基金寄附金】 6,000	7 P 10 P
2 款 3 項 5 目 スポーツ振興費			
その他経費 (北九州市スポーツ によるにぎわいづくり 基金積立金)	スポーツ振興を目的として受け入れた寄附金について、令和 5 年度のスポーツ振興事業に活用するため、基金へ積立するもの。	4,000 【スポーツによる にぎわいづくり 基金寄附金】 4,000	7 P 10 P

【繰越明許費】

(単位：千円)

款項目	繰越理由	翌年度 繰越額	補正予算 説明書ページ
事業名			
2 款 2 項 8 目 区役所費			
コムシティ老朽設備 大規模改修事業	更新設備の製造に日時を要した ため。	8,228	2 3 P
折尾出張所老朽化対策事業	実施設計等に日時を要したため。	5,383	
2 款 3 項 4 目 文化振興費			
平尾台保存管理事業	関係者との調整等に日時を要した ため。	21,577	2 3 P
埋蔵文化財センター 移転事業	設計変更等に日時を要したため。	73,557	
2 款 3 項 5 目 スポーツ振興費			
スポーツ施設維持改修事業	更新設備の製造に日時を要した ため。	15,000	2 3 P
2 款 4 項 1 目 市民総務費			
市民センター整備事業	更新設備の製造に日時を要したた め。	21,800	2 3 P
2 款 6 項 1 目 戸籍住民基本台帳費			
戸籍法等改正に伴う システム改修事業	関係者との調整等に日時を要した ため。	31,317	2 4 P
システム基盤追加整備に 伴うシステム改修事業	関係者との調整等に日時を要した ため。	52,080	